

議案第1号

令和3年度教育委員会関係予算に対する意見について

令和3年度教育委員会関係予算を北栄町議会へ上程したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則（平成17年北栄町教育員会規則第5号）第2条の規定により委員会の意見を求める。

2021年2月24日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり（別冊）

議案第 2 号

北栄町部落差別の解消の推進に関する条例の議会提案に係る意見を
求めることについて

北栄町部落差別の解消の推進に関する条例を、議会に提案したいので、北栄町教
育長に対する事務委任規則第2条の規定により、委員会の意見を求める。

2021年2月24日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

北栄町条例第 号

北栄町部落差別の解消の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、インターネットなど情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号。以下「法」という。)の理念に基づき、部落差別は決して許されないものであるという認識の下、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、町の責務を明確にするとともに、相談体制の充実、教育、啓発の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない北栄町を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての町民(町内で暮らし、働き、学ぶ人又は事業を営む全ての人をいう。以下同じ。)が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する町民一人ひとりの理解を深めるよう努め、部落差別のない社会を実現することを旨として、行わなければならない。

(部落差別の禁止)

第3条 何人も、結婚及び就職に際しての身元の調査、並びに差別につながるその他の行為により部落差別を行ってはならない。

2 何人も、インターネットを通じて、公衆による閲覧、複製その他の利用をすることが可能な情報を提供することにより、部落差別を行ってはならない。

(町の責務)

第4条 町は、第2条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国及び県(以下「国等」という。)との適切な役割分担を踏まえ、国等との連携を図り、施策を講ずる責務を有する。

(町民の責務)

第5条 町民は部落差別行為を知り得た場合は、速やかに町長に情報提供するものとする。

(相談体制等の充実)

第6条 町は、国等との適切な役割分担を踏まえ、部落差別に関する相談体制の充

実に努めるものとする。

2 町長は、部落差別に関する相談窓口を、北栄町隣保館の設置及び管理に関する条例(平成17年北栄町条例第103号)第3条に規定する隣保館に設置する。

(教育及び啓発の充実)

第7条 町は、国等との適切な役割分担を踏まえ、部落差別を解消するために必要な教育及び啓発をあらゆる世代に対して、最も効果的と考えられる方法で行うものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第8条 町は、法第6条の規定による国等が行う調査に協力するとともに、必要に応じ、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

(差別書き込み等の監視)

第9条 町は、差別の助長及び拡散を仰止するため、インターネット上における部落差別と見なされる書き込み及び投稿等(以下「差別書き込み等」という。)を監視する、インターネットモニタリング(以下「モニタリング」という。)を行うものとする。

2 町は、前項に規定するモニタリングにおいて、町に関係する差別書き込み等を発見した場合は、必要な方法によりその削除要請をするものとする。

(差別を受けた者への支援及び救済)

第10条 町は、部落差別を受けた者への心理的支援及び救済に積極的に努めるものとする。

(差別を行った者への指導及び助言)

第11条 町は、差別を行った者の誤解、偏見等を取り除くため、指導又は助言(以下「指導等」という。)を行うものとする。

2 町は、必要と認める場合は、差別を行った者の家族等に指導等を行うことができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 3 号

北栄町犯罪被害者等支援条例の議会提案に係る意見を求めることについて

北栄町犯罪被害者等支援条例を、議会に提案したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により、委員会の意見を求める。

2021年2月24日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

北栄町条例第 号

北栄町犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに町及び町民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 「犯罪被害者等」とは、犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 「二次的被害」とは、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の無理解や心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- (4) 「町民」とは、町内で暮らし、働き、学ぶ人又は事業を営むすべての人をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、二次的被害に苦しめられている等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 町は、犯罪被害者等の支援に関する施策を実施するに当たっては、国、県、犯罪被害者等の支援を行うことを目的とする民間の団体及びその他の犯罪被害者等の支援を行う者と相互に連携を図るものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、町が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第6条 町は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、心理的な負担に配慮しながら、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 町は、前項に規定する支援を行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第7条 町は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し見舞金を支給するものとする。

2 見舞金の支給の対象となる者、見舞金の額その他見舞金の支給に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

(日常生活の支援)

第8条 町は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるようにするため、犯罪等により日常生活を営むことが困難となった犯罪被害者等で町長が必要と認めるものに対し、福祉サービスの提供その他の必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第9条 町は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、町営住宅(北栄町町営住宅の設置及び管理に関する条例(平成17年北栄町条例第133号)第2条第1号に規定する町営住宅をいう。)への入居における特別の配慮その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第10条 町は、二次的被害の防止及び犯罪被害者等の支援の必要性について町民の理解を深めるため、広報及び啓発に努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 4 号

北栄町犯罪被害者等見舞金支給規則の制定について

北栄町犯罪被害者等見舞金支給規則を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により、委員会の意見を求める。

2021 年 2 月 24 日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

北栄町規則第 号

北栄町犯罪被害者等見舞金支給規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北栄町犯罪被害者等支援条例(令和3年北栄町条例第〇〇号。以下「条例」という。)第7条の規定による見舞金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 条例第7条に規定する見舞金は、犯罪被害者等見舞金と称する。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「犯罪行為」とは、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。
- (2)「犯罪被害」とは、犯罪行為による死亡又は重傷病をいう。
- (3)「重傷病」とは、負傷又は疾病(精神的な疾病を含む。)であって、その治療に要する期間が1月以上であると医師により診断されたものをいう。
- (4)「犯罪被害者等見舞金」とは、遺族見舞金及び傷害見舞金をいう。
- (5)「遺族見舞金」とは、犯罪行為により死亡した者の当該犯罪被害に対し、その遺族に一時金として支給する見舞金をいう。
- (6)「傷害見舞金」とは、犯罪行為により重傷病を負った者の当該犯罪被害に対し、当該者に一時金として支給する見舞金をいう。

(犯罪被害者等見舞金の支給)

第3条 町は、犯罪行為により死亡した者(以下「死亡被害者」という。)の遺族(当該犯罪行為が行われた時において鳥取県内に住所を有する者であって、かつ、申請時において北栄町に住所を有するものに限り、当該犯罪行為により他市町村で遺族見舞金の支給を受けた者を除く。以下同じ。)又は犯罪行為により重傷病を負った者(当該犯罪行為が行われた時において鳥取県内に住所を有する者であって、かつ、申請時において北栄町に住所を有するものに限り、当該犯罪行為により他市町村で傷害見舞金の支給を受けた者を除く。)に犯罪被害者等見舞金を支給する。

(犯罪被害者等見舞金の額)

第4条 犯罪被害者等見舞金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1)遺族見舞金 30万円
 - (2)傷害見舞金 10万円
- (遺族の範囲)

第5条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、死亡被害者の死亡の時に
おいて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1)死亡被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の
事情にあった者を含む。以下同じ。)
- (2)死亡被害者の収入によって生計を維持していた死亡被害者の子、父母、孫、
祖父母及び兄弟姉妹
- (3)前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに町
長が適当と認めた親族

(遺族の順位)

第6条 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前条各号の順序とし、同項
第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序
とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後とする。この場合において、遺
族見舞金は、第1順位の遺族に支給する。

2 遺族見舞金の支給を受けるべき第1順位の遺族が2人以上あるときは、それらの
者のうち、町長が適当と認める者1人を当該見舞金の受領についての代表者と定
め、その者に当該見舞金を支給するものとする。

(支給の制限)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、犯罪被害者等見舞金を
支給しないことができる。

(1)犯罪行為が行われた時において、被害者(死亡被害者又は前条に規定する者
をいう。以下同じ。)又は第1順位の遺族(第1順位の遺族が2人以上あるときは、
そのいずれかの者とする。この条において同じ。)と加害者との間に次のいずれ
かに該当する関係がある場合

ア 夫婦(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場
合を含む。)

イ 直系血族(親子については、養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁
組関係と同様の事情にある場合を含む。)

ウ 3親等内の親族

(2)犯罪行為による被害について、被害者又は第1順位の遺族に次のいずれかに
該当する行為があつた場合

ア 当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為

イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪行為に関する著しく不正な行為

(3)被害者又は第1順位の遺族に次のいずれかに該当する事由がある場合

ア 当該犯罪行為を容認していたこと。

イ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと(その組織に属していたことが、当該犯罪行為を受けたことに関連がないと認められるときを除く。)

ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と親密な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を与えたこと。

(遺族見舞金の額の調整)

第8条 傷害見舞金の支給を受けた者が死亡した場合(当該傷害見舞金の支給に係る犯罪行為による被害に起因して死亡した場合に限る。)における遺族見舞金の額は、第4条第1号の規定にかかわらず、同号に定める額から既に支給した傷害見舞金の額を控除した額とする。

(支給の申請)

第9条 犯罪被害者等見舞金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を町長に提出しなければならない。ただし、町長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等で確認できる場合は、当該書類の添付を省略させることができる。

(1)遺族見舞金の支給を申請する場合 北栄町犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金)支給申請書(様式第1号)及び次に掲げる書類

ア 死亡被害者の死亡診断書その他の死亡被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類又はその写し

イ 死亡被害者の消滅された住民票の写し

ウ 申請者の住民票の写し

エ 申請者と死亡被害者との続柄に関する戸籍の謄本その他の証明書又はその写し

オ 申請者が死亡被害者との婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類又はその写し

カ 申請者が死亡被害者の配偶者以外の者であるときは、第1順位の遺族であることを証明する書類

キ 第1順位の遺族が2人以上あるときは、北栄町犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金)代表受給者選任届(様式第2号)

ク 申請者が第5条第1項第2号に該当する者であるときは、犯罪行為が行われた当時死亡被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類

ケ その他町長が必要と認める書類

(2)傷害見舞金の支給を申請する場合 北栄町犯罪被害者等見舞金(傷害見舞金)支給申請書(様式第3号)及び次に掲げる書類

ア 申請者が受けた重傷病の発生年月日、その治療に要する期間及び状態に関する医師の診断書又はその写し

イ 申請者の住民票の写し

ウ その他町長が必要と認める書類

(支給の申請の期限)

第10条 犯罪被害者等見舞金の支給の申請は、当該犯罪行為による犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該犯罪行為による犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。ただし、町長が当該期間内に申請しないことについてやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

(支給の決定等)

第11条 町長は、第9条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、犯罪被害者等見舞金の支給の適否を決定し、北栄町犯罪被害者等見舞金支給決定通知書(様式第4号)又は北栄町犯罪被害者等見舞金支給却下通知書(様式第5号)により、申請者にその旨を通知するものとする。

(犯罪被害者等見舞金の請求)

第12条 前条の規定により犯罪被害者等見舞金の支給の決定を受けた者は、北栄町犯罪被害者等見舞金支給請求書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(支給決定の取消し等)

第13条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により犯罪被害者等見舞金の支給の決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消し、又は既に支給した犯罪被害者等見舞金の額に相当する金額を返還させることができる。

2 町長は、前項の規定により犯罪被害者等見舞金を支給する旨の決定を取り消したときは、北栄町犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書(様式第7号)により、その旨を通知する。

(報告等)

第14条 町長は、この規則の施行に関し必要があると認めるときは、受給者に対し、報告を求め、及び調査を行うことができる。

2 町長は、この規則の施行に関し必要があると認めるときは、国、県その他の関係機関に照会して、犯罪被害者等見舞金の支給に関する情報の提供その他の必要な事項の報告を求めることができる。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則は、施行日以後に行われた犯罪行為による犯罪被害について適用する。

様式第1号(第9条関係)

年 月 日

北栄町長 様

申請者 住所
氏名 ⑩
被害者との続柄
電話番号

北栄町犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金)支給申請書

北栄町犯罪被害者等見舞金支給規則第9条の規定により、関係書類を添えて遺族見舞金の支給を申請します。

記

支給申請金額		円	
犯罪行為が行われた日時		年 月 日 時頃	
犯罪行為が行われた場所			
犯罪行為により死亡した者	氏名		
	生年月日	年 月 日	
	犯罪行為が行われた時の住所		
	死亡年月日	年 月 日	
犯罪行為による被害の発生状況			
取扱警察署		警察署	
他の第1順位の遺族	氏名	被害者との続柄	住所
備考			

(状況調査に係る同意確認)

私は、申請に係る犯罪行為による被害の状況調査に当たり、町が警察署等において調査等を実施することについて同意します。

氏名 ⑩

様式第2号(第9条関係)

年 月 日

北栄町長 様

(代表受給者)

住 所

氏 名

㊞

北栄町犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金)代表受給者選任届

私は、下記の遺族と協議し遺族見舞金の代表受給者となりましたので、届け出ます。
なお、見舞金の受給に係る調整については遺族間で行うこととし、町に対し異議を申し
出ることはありません。

記

(同意者)

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

(同意者)

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

(同意者)

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

(同意者)

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

様式第3号(第9条関係)

年 月 日

北栄町長 様

申請者 住所
氏名
生年月日
電話番号

印

北栄町犯罪被害者等見舞金(傷害見舞金)支給申請書

北栄町犯罪被害者等見舞金支給規則第9条の規定により、関係書類を添えて傷害見舞金の支給を申請します。

記

支給申請金額	円
犯罪行為が行われた日時	年 月 日 時頃
犯罪行為が行われた場所	
犯罪行為による被害の発生状況	
犯罪行為が行われた時の住所(現住所と異なる場合のみ記入してください。)	
傷害の状態	
取扱警察署	警察署
備考	

(状況調査に係る同意確認)

私は、申請に係る犯罪行為による被害の状況調査に当たり、町が警察署等において調査等を実施することについて同意します。

氏名

印

様式第4号(第 11 条関係)

年 月 日

様

北栄町長



北栄町犯罪被害者等見舞金支給決定通知書

年 月 日付けで申請がありました犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金・傷害見舞金)の支給については、下記のとおり決定しましたので、北栄町犯罪被害者等見舞金支給規則第 11 条の規定により通知します。

記

犯罪被害者等見舞金の種類	<input type="checkbox"/> 遺族見舞金 <input type="checkbox"/> 傷害見舞金
犯罪被害者等見舞金の支給決定額	円

年 月 日

様

北栄町長



北栄町犯罪被害者等見舞金支給却下通知書

年 月 日付けで支給の申請がありました犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金・傷害見舞金)については、下記の理由により却下することに決定しましたので、北栄町犯罪被害者等見舞金支給規則第 11 条の規定により通知します。

記

犯罪被害者等見舞金の種類	<input type="checkbox"/> 遺族見舞金 <input type="checkbox"/> 傷害見舞金
理 由	

(不服申立て及び取消訴訟)

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北栄町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、北栄町を被告として(訴訟において北栄町を代表する者は、北栄町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第6号(第12条関係)

年 月 日

北栄町長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

印

北栄町犯罪被害者等見舞金支給請求書

年 月 日付けで支給決定のあった犯罪被害者等見舞金について、北栄町犯罪被害者等見舞金支給規則第12条の規定により請求します。

請求金額	円		
犯罪被害者等見舞金の種類	<input type="checkbox"/> 遺族見舞金 <input type="checkbox"/> 傷害見舞金		
振込先			
フリガナ			
口座名義人			
金融機関名 (ゆうちょ銀行以外)	本店・支店・支所		
	種別 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座 番号	
ゆうちょ銀行	記号	番号	

年 月 日

様

北栄町長



北栄町犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書

年 月 日付で通知した犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金・傷害見舞金)の支給決定を取り消しますので、北栄町犯罪被害者等見舞金支給規則第13条の規定により通知します。

犯罪被害者等見舞金の種類	<input type="checkbox"/> 遺族見舞金 <input type="checkbox"/> 傷害見舞金
支給済金額	円
返還請求額	円
理由	

(不服申立て及び取消訴訟)

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北栄町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、北栄町を被告として(訴訟において北栄町を代表する者は、北栄町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

議案第 5 号

北栄町特別会計条例の一部を改正する条例の議会提案に係る意見を
求めることについて

北栄町特別会計条例の一部を改正する条例を、議会に提案したいので、北栄町教
育長に対する事務委任規則第2条の規定により、委員会の意見を求める。

2021年2月24日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

北栄町条例第 号

北栄町特別会計条例の一部を改正する条例

北栄町特別会計条例(平成17年北栄町条例第50号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第209条第2項の規定に基づき、次に掲げる事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため特別会計を設置する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3)~(7) 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第209条第2項の規定に基づき、次に掲げる事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため特別会計を設置する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>住宅新築資金等貸付事業特別会計</u></p> <p>(4)~(8) 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の北栄町特別会計条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づく北栄町住宅新築資金等貸付事業特別会計の令和2年度に係る収入、支出及び決算については、なお従前の例による。
(北栄町住宅新築資金等貸付事業基金条例の廃止)
- 3 北栄町住宅新築資金等貸付事業基金条例(平成17年北栄町条例第67号)は、廃止する。

議案第 6 号

北栄町児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
議会提案に係る意見を求めることについて

北栄町児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、議会に提案したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により、委員会の意見を求める。

2021年2月24日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

北栄町条例第 号

北栄町児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北栄町児童館の設置及び管理に関する条例(平成17年北栄町条例第95号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第6条 略</p> <p>(児童館運営委員会)</p> <p>第7条 略</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第8条 略</p> <p>(利用制限)</p> <p>第9条 略</p>	<p>(指導対象児童)</p> <p>第6条 <u>指導の対象となる児童は、おおむね3歳以上の幼児及び小学校の児童とする。</u></p> <p>2 <u>次の各号のいずれかに該当する児童は、児童館での指導を拒否することができる。</u></p> <p>(1) <u>感染症又は悪質の疾病にあるとき。</u></p> <p>(2) <u>他の児童福祉施設に措置することを適当と認めるとき。</u></p> <p>(3) <u>その他児童館において指導することを不適当と認めるとき。</u></p> <p>(指導の申請)</p> <p>第7条 <u>児童館での指導を受けることを希望する児童の保護者は、町長に申請し、その許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>保護者は、年度の中途において児童が指導を受けることをやめようとするときは、町長に届け出なければならない。</u></p> <p>(職員)</p> <p>第8条 略</p> <p>(児童館運営委員会)</p> <p>第9条 略</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第10条 略</p> <p>(利用制限)</p> <p>第11条 略</p>

(利用許可の取消し等) 第10条 略 (原状回復) 第11条 略 (損害賠償) 第12条 略 (委任) 第13条 略	(利用許可の取消し等) 第12条 略 (原状回復) 第13条 略 (損害賠償) 第14条 略 (委任) 第15条 略
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第7号

北栄町児童館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

北栄町児童館管理運営規則の一部を改正する規則を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により、委員会の意見を求める。

2021年2月24日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

北栄町規則第 号

北栄町児童館管理運営規則の一部を改正する規則

第1条 北栄町児童館管理運営規則(平成17年北栄町規則第58号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(一般の利用許可の申請)</p> <p><u>第4条</u> 児童館の利用許可を受けようとするものは、児童館利用許可申請書(様式第1号)を利用日前2日までに町長に提出しなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の申請により利用許可をするときは、児童館利用許可書(様式第2号)を交付するものとする。</p> <p>(児童館運営委員会)</p> <p><u>第5条</u> 略</p> <p>(会議)</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>(簿冊の整理)</p> <p><u>第7条</u> 略</p>	<p>(指導の申請)</p> <p><u>第4条</u> 児童館での指導を受けることを希望する児童の保護者は、児童館入館(指導)申請書(様式第1号)を町長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 保護者は、年度の中途において児童館で、その児童が指導を受けることをやめようとするときは、町長に届け出なければならない。</p> <p>(一般の利用許可の申請)</p> <p><u>第5条</u> 児童館の利用許可を受けようとするものは、児童館利用許可申請書(様式第2号)を利用日前2日までに町長に提出しなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の申請により利用許可をするときは、児童館利用許可書(様式第3号)を交付するものとする。</p> <p>(児童館運営委員会)</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>(会議)</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>(簿冊の整理)</p> <p><u>第8条</u> 略</p>

第2条 北栄町児童館管理運営規則(平成17年北栄町規則第58号)の一部を次のように改正する。

様式第1号を削除する。

様式第2号中「様式第2号(第5条関係)」を「様式第1号(第4条関係)」に改める。

様式第3号中「様式第3号(第5条関係)」を「様式第2号(第4条関係)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 8 号

北栄町隣保館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
議会提案に係る意見を求めることについて

北栄町隣保館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、議会に提案したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により、委員会の意見を求める。

2021年2月24日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

北栄町条例第 号

北栄町隣保館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北栄町隣保館の設置及び管理に関する条例(平成17年北栄町条例第103号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第2条 <u>社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第11号に規定する隣保事業及び、部落差別をはじめあらゆる人権問題の解決のため、北栄町人権を尊重するまちづくり推進計画の理念のもと各種事業を実施し、地域社会における福祉の向上と住民交流の拠点となる施設として、北栄町隣保館(以下「隣保館」という。)を設置する。</u></p> <p>(事業)</p> <p>第4条 隣保館は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第11号に規定する隣保事業</u></p> <p>(2) <u>部落差別をはじめあらゆる差別をなくすための人権啓発に関する事業</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 <u>対象地域住民及びその近隣地域住民に対して生活上の各種相談事業をはじめ、社会福祉、保健衛生等に関する事業を総合的に行い、国民的課題としての同和問題に対する理解を深めるための活動を通じ、地域住民の生活の社会的、経済的、文化的改善向上と同和問題の速やかな解決を図ること並びにその他社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第11号に規定する隣保事業を行うため、北栄町隣保館(以下「隣保館」という。)を設置する。</u></p> <p>(事業)</p> <p>第4条 隣保館は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>社会調査及び研究事業に関すること。</u></p> <p>(2) <u>相談事業に関すること。</u></p> <p>(3) <u>地域保健衛生及び福祉事業に関すること。</u></p> <p>(4) <u>啓発及び広報活動事業に関すること。</u></p> <p>(5) <u>教養及び文化事業に関すること。</u></p>

	(6) <u>その他目的達成に必要な事業</u> <u>に関すること。</u>
--	--

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 9 号

北栄町中学校区学校運営協議会運営要綱の制定について

北栄町中学校区学校運営協議会運営要綱の制定について、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

2021年2月24日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

北栄町中学校区学校運営協議会運営要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、北栄町中学校区運営協議会（以下「協議会」という。）の運営について、北栄町学校運営協議会規則（令和2年北栄町教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）で規定するもののほか、必要な事項を定める。

（趣旨）

第2条 協議会は、北栄町中学校区（以下「学校」という。）の地域住民等の学校運営への参画・支援のもと、学校と地域住民等との信頼関係を深め、めざす子どもの姿を共有して児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

（会議）

第3条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、規則第13条に定めるもののほか次の各号によるものとする。

- （1）会議は年4回程度開催するものとする。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に会議を開催することができる。
- （2）会長は、必要に応じ議事に関連する学校の教職員及び地域住民等の出席を求めることができる。
- （3）校長は、必要に応じ、教職員を出席させることができる。

（専門部会）

第4条 協議会は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

（事務局）

第5条 協議会の事務局を、中学校に置くものとする。

- 2 校長は、事務担当者を指名する。
- 3 事務担当者は、協議会活動の記録及び会議開催の通知等の事務を処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(北栄町立大栄中学校学校運営協議会設置要綱の廃止)

2 北栄町立大栄中学校学校運営協議会設置要綱(令和2年北栄町教育委員会訓令第9号)は廃止する。

議案第 10 号

北栄町立学校事務職員の標準的な職務の内容及び具体的内容並びに
事務職員の職務の遂行に関する要綱の制定について

北栄町立学校事務職員の標準的な職務の内容及び具体的内容並びに事務職員
の職務の遂行に関する要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規
則第2条の規定により委員会の承認を求める。

2021年2月24日提出

北栄町教育委員会教育長 別本勝美

記

別紙のとおり

北栄町立学校事務職員の標準的な職務の内容及び具体的内容並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北栄町立小学校及び中学校管理規則（平成17年北栄町教育委員会規則第8号）第20条の2に基づき、事務職員の標準的な職務内容及び具体的内容を明らかにすることを通じ、校務運営により主体的・積極的に参画し、その専門性を発揮して職務を遂行できるようにすることを目的とする。

(事務職員の標準的な職務内容及び具体的内容)

第2条 事務職員の標準的な職務内容及び具体的内容（以下「標準的職務内容」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

(事務職員の職務の遂行に係る留意事項)

第3条 事務職員の職務の遂行に際し、校長が留意すべき事項は次に掲げるとおりとする。

- (1) 別表の(2)に掲げる標準的職務内容は、校務の中で主として事務職員が担う職務を示したものであること。別表の(1)に掲げる標準的職務内容は、事務職員がその専門性を生かして他の教職員との適切な業務の連携・協働により担う職務を示したものであり、校長が校務分掌に位置付けるに当たり、学校規模、職員体制や地域等の実情を踏まえ、事務職員の職位や経験年数等を考慮した上で、事務職員の専門性が十分発揮され、能力の育成、向上につながるよう留意すること。
- (2) 校長は、標準的職務内容を参考に、校務分掌を定め、又は見直すこと。事務職員が、職務を実施するに当たっては、校務分掌に基づき事務職員と他の教職員間で適切に役割分担を図るとともに、専門スタッフ、外部人材等との分担、連携・協働等が求められること。なお、標準的職務内容に具体的内容として掲げていない職務であっても、学校規模、職員の配置数や経験年数、各学校・地域等の実情に応じて事務職員が担うことが必要と校長が認める職務については、校務分掌に位置付けることは可能であること。その際、標準的職務内容に具体的に掲げている職務を整理及び精選した上で実施することが前提であること。
- (3) 校長は、学校組織で唯一の総務・財務等に通じる専門職である事務職員が、他の教職員との適切な業務の連携・分担の下、その専門性を生かして学校の事務を一定の責任をもって自己の担任事項として取り扱うとともに、より主体的・積極的に校務運営に参画することを目指すこと。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

（1）事務職員が連携・協働により担う職務

職務内容		具体的内容
校務運営に関すること	企画運営	職員会議、企画委員会、運営委員会等への参画
		学校組織マネジメントの推進（チーム学校としての事務部門の事務処理体制整備等）
		業務改善のための取組推進
		校内諸規定の策定及び整理
	学校評価	学校改善につなげるための学校評価の企画参画と結果分析
	危機管理	信頼される学校づくりのための説明責任とコンプライアンスの推進
		個人情報保護の取組推進
		安心安全な教育環境を提供するための安全計画・防災計画・事故災害発生時対応マニュアル等策定への参画
		校内危険箇所情報管理、施設整備の安全管理
		緊急対策会議への参画
	地域との連携・渉外	地域とともにある学校づくりのための保護者、地域及び関係機関等との連絡調整
		開かれた学校づくりのための情報公開
学校運営協議会への参画		
教育活動支援に関すること	教育資源の調達と活用	教育効果をより高めるためのカリキュラムマネジメント、教材選択等の企画及び参画
		地域人材等の教育資源情報の蓄積と活用
	行事活動	教育活動充実のための校内及び関係機関との連絡調整
情報管理に関すること	情報管理・調査統計	校務運営に要する情報の蓄積・活用
		広報の実施
人事管理に関すること	職員人事記録・給与	県費負担教職員の任用、人事記録に関する情報の管理
		勤務時間及び休暇等職員の服務管理に関すること
財務管理に関すること	施設整備・教材備品	学校施設の地域開放に関すること

（2）学校事務職員が主体的に担う職務

職務内容		具体的な内容
情報管理に関すること	情報管理・調査統計	法規の整理及び保管
		情報公開及び個人情報保護等の情報管理
		教職員への公文書の適正管理に関する指導助言

		学校基本調査、その他調査統計のまとめ
		受信・発信文書に関する整理及び保管
学校管理に関すること	就学支援	児童生徒の就学援助費、特別支援教育就学奨励費及び遠距離通学費の受給に関する管理
	学籍管理・教科書	児童生徒の学籍情報管理
		児童生徒に関する各種証明書の発行
児童生徒の教科用図書の無償給与		
人事管理に関すること	学校事務研修 職員人事記録・給与	教職員への学校事務に関する指導助言、研修の企画運営
		県費負担教職員給与の支給
		県費負担教職員旅費の執行管理
		県費負担教職員の福利厚生
		県費負担教職員に関する各種証明書の発行
財務管理に関すること	施設設備・教材物品	施設設備、教材の整備計画の策定
		物品の適正管理、有効活用の促進
	公費・公費外会計	予算委員会の運営
		教育課程と連動した予算要求・執行計画の企画（カリキュラムマネジメント）
		公費外会計ガイドラインに沿った集金計画の立案、会計管理
		財務規則や各種規定に基づいた予算の適正執行と決算
		監査・検査の対応
事務全般	事務全般に関すること	事務全般に係る提案、助言
		学校事務の統括、企画及び運営
		共同学校事務室の運営、事務職員の人材育成

議案第 11 号

北栄町立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

北栄町立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

2021年2月24日提出

北栄町教育委員会教育長 別本勝美

記

別紙のとおり

北栄町立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則

北栄町立小学校及び中学校管理規則(平成17年北栄町教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(事務職員の標準的な職務内容)</p> <p><u>第20条の2 教育長は、事務職員の校務運営への参画の促進等を図るため、標準的な職務の内容その他事務職員の職務の遂行に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(共同学校事務室)</p> <p>第31条の2 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 共同学校事務室の所掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>北栄町立学校事務職員の標準的な職務の内容及び具体的内容並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱(令和3年北栄町教育委員会訓令第●号)第2条に規定する職務の中で、共同処理することにより適正化・効率化が図られる事務</u></p> <p>(4) 略</p> <p>7 共同学校事務室の運営及び業務に関し必要な事項は、北栄町共同学校事務室運営要綱(令和2年北栄町教育委員会訓令第5号)の定めるところによる。</p>	<p>(共同学校事務室)</p> <p>第31条の2 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 共同学校事務室の所掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 「<u>市町村立小中学校事務職員の標準的職務内容</u>」(鳥取県教育委員会教育長通知)に規定する職務の中で、共同処理することにより適正化・効率化が図られる事務</p> <p>(4) 略</p> <p>7 共同学校事務室の運営及び業務に関し必要な事項は、北栄町共同学校事務室運営要綱(北栄町教育委員会訓令第5号)の定めるところによる。</p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 12 号

人権擁護委員の候補者推薦の議会諮問に係る意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として議会に諮問したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により、委員会の意見を求める。

2021年2月24日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

住 所 鳥取県東伯郡北栄町大島751番地

氏 名 飯田 光男

生年月日 昭和29年2月13日

議案第 13 号

北栄町社会教育委員及び北栄町公民館運営審議会委員の委嘱について

次の者を北栄町社会教育委員及び北栄町公民館運営審議会委員に委嘱したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の同意を求める。

2021年 2 月 24日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

北栄町社会教育委員兼北栄町公民館運営審議会委員

番号	氏 名	所 属 等	構 成 等
6	伊藤 巧	自治会長会代表	社会教育関係者

任 期 2021年 2 月 24日から 2022年 3 月 31 日まで

議案第 14 号

北栄町歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱について

次の者を北栄町歴史民俗資料館運営委員会委員に委嘱したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の同意を求める。

2021年2月24日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

北栄町歴史民俗資料館運営委員会委員

番号	氏 名	所 属 等
7	松岡 仁志	自治会長会代表

任 期 2021年2月24日から2022年3月31日まで